

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	グループウェア運用保守業務（令和8年度下期）
発注課	システム調整課
選定事業者	札幌総合情報センター株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、本市職員の情報共有、コミュニケーションおよびデジタルワークプレイスの中核基盤である「グループウェア（Google Workspace）」並びに各種連携・運用ツールの安定稼働、各サービスの設定管理、アカウント及びライセンスの適切な維持管理、デジタルサポートデスクからエスカレーションされる問い合わせへの対応支援、および障害対応等を行う業務である。 履行にあたっては全庁規模でのライセンス管理、および大規模人事異動や退職者の発生に伴うGoogle Workspace上でのアカウント・ライフサイクル管理（Google Cloud Directory Sync（GCDS）連携の一時停止・バルク処理、退職者のデータアーカイブや権限委譲等）のみならず、GCDSを用いたActive Directory（AD）等とのディレクトリ同期設定の維持、SAML認証（SSO）によるシングルサインオン連携の制御、各種申請ワークフロー等を含む運用ツールやポータルサイトの維持・機能改善、ならびにデジタルサポートデスクでは解決できない高度な技術的問い合わせに対する迅速な原因究明やGoogleサポート等と連携した解決支援など、本市独自のシステム環境とセキュリティポリシーを完全に熟知し、セキュアかつ無停止で維持管理できる高度な専門技術が必要不可欠である。 当該事業者は本システムとデータや認証等で密接に連携する本市デジタル環境の基盤ネットワークや各種システムの運用保守業務（NEWSネット-システム基盤運用保守業務、イントラネット・共有資源基盤運用保守業務等）を継続して受託しており、本業務の円滑な遂行に必要不可欠である各ネットワークインフラの構成、基本設定及びセキュリティポリシー等を熟知していることから、上記の履行要件を満たしている。 他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、全庁のID・ライセンス管理権限、GCDSの同期サーバー設定やアクセスキー情報、SAML認証（SSO）連携アプリのエンドポイントURLおよびセキュリティ証明書、並びに本市ネットワーク全体のセキュリティ詳細設計等、極めて機微な情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは本市ネットワークに対する標的型サイバー攻撃やランサムウェア感染、全庁職員の認証情報や個人情報の漏洩等の致命的なセキュリティ侵害のリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号